

平成28年度答申第1号

平成28年 5月20日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会 長 高 江 四 郎

公文書の一部開示決定処分に係る異議申立てに対する諮問について
(答申)

平成27年12月3日付け松市安第185号をもって諮問のあった「市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ一覧表」の一部開示決定に対する異議申立てについて、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書について、実施機関が行った一部開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 開示請求

異議申立人は、平成27年9月3日、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第5条開示請求権の規定に基づき、松戸市長（以下「実施機関」という。）に対して、「市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ一覧表（以下「本件文書」という。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成27年9月4日付け松市安第139号により、条例第7条第2号個人情報及び第4号公共の安全と秩序維持情報を理由に一部開示の決定をし、平成27年9月30日、異議申立人に本件文書の写しを交付した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条処分についての異議申立ての規定に基づき、実施機関に対して、異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

平成27年9月4日付け松市安第139号により、条例第10条の規定に基づき、実施機関が行った一部開示決定を取り消し、本件文書のうち、防犯カメラの設置場所の全部開示を求める。

(2) 異議申立ての理由要旨

異議申立人の提出した異議申立書及び意見書の要旨は、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的は、犯罪を未然に防ぐことにあるが、設置場所を隠しておいては、犯罪者に対してのアピールにならない。表示板を目立つように付け、市がホームページ等で設置場所を公表し、広報する必要がある。

イ 一部の法人等の名称は開示されており、個人においても市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業（以下「本事業」という。）に参加していることで公共性を有することに変わりはない。

ウ 防犯カメラマップは、それが作られても、犯罪を実行しようとする者は、その地域に出向いて防犯カメラの位置を確認すればよいため、悪用されることはない。防犯カメラマップは、犯罪の防止と市民の安心に寄与する。

エ 市が非開示理由とする設置されていない場所を使用した逃走ルートが作成される可能性とは、犯罪が起きることを前提にしており、非開示理由にならない。

オ 市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ制度では、設置する市民には撮影する場所（道路）の所有権がない。個人、事業者、行政において、所有権のない場所を防犯カメラ等で直接撮影することは禁止されている。

カ この制度では、防犯カメラに写りたくないという個人の権利、プライバシーを守ることができない。その解決のためにも、防犯カメラの設置場所

の公表は必要である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の非開示理由の要旨は、次のとおりである。なお、実施機関は、理由説明書において、非開示理由として条例第7条第3号法人等情報を追加した。

(1) 条例第7条第2号及び第3号の該当性について

本事業は、市民や事業所が自ら設置費用等を負担し、業者と工事契約を結ぶものであり、契約に市は直接関与しない。市に申請する際は、申込者が近隣住民に設置の承諾を依頼することが条件となる。

防犯カメラの設置場所の開示は、同時に住所、氏名等の個人情報も開示することになり、また事業者の権利利益を損なうおそれが想定され、個人情報及び法人情報に当たる。

市ホームページへの掲載を希望する法人等の名称の掲載は、同意を得て、公開しているが、設置場所の掲載には、個人及び法人等の同意を得ていないほか、設置主体の住所地と実際の設置場所とは異なる場合があり、開示はできない。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

防犯カメラの設置場所を開示した場合には、それを避けたルートを作成でき、犯行が容易になるとともに、設置者の捜査協力が低下するおそれがある。また、防犯カメラの未設置地区での犯罪が懸念されるため、公共安全情報に該当する。

(3) 個人の権利利益（プライバシー）について

防犯カメラは、設置の際、近隣住民の承諾を得るほか、標識の設置を条件としている。設置者は、防犯カメラの画像を閲覧できず、また、画像データ

は1週間後、自動的に消去される。撮影した画像は、捜査機関等から正式な文書照会を受けた場合にのみ提供しており、プライバシー等、個人の権利利益を侵害していない。

5 審査会の判断

本件文書の一部開示決定に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、本事業への参加者の住所、氏名、防犯カメラの設置場所等を記録した一覧表である。本件文書は、実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書であり、公文書に該当する（条例第2条）。

(2) 本件文書に係る個人情報について

条例は、第7条第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）……」を非開示情報とする。

本号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、「個人に関する情報」のうち、特定の個人を識別することが可能なものは、原則として非開示としている。

「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

本件文書中、個人の設置した防犯カメラの設置場所の情報は、特定の個人の建物の所在地に関する情報であり、個人の財産状況、住居状況等に関する情報の一部として、個人情報に該当する。

したがって、本件文書中、個人の住所、氏名等のほか、個人の設置した本件防犯カメラの設置場所の情報は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 本件文書に係る法人等情報について

条例は、第7条第3号において、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報とする。

「法人」とは、会社法（平成17年法律第86号）における営利法人（株式会社等）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）その他の法律により設立された法人（社会福祉法人、学校法人等）その他すべての法人をいう。「その他の団体」とは、商店会、消費者団体、自治会等の法人格を有しないが規約等を有し、代表者の定めのある団体（権利能力なき社団等）をいう。

「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、法人等の事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等、法人等の事業活動に関する一切の情報をいう。

本件防犯カメラは、法人等が本事業への参加のために、その負担により、購入し、会社、事務所等の建物に設置した備品であり、その設置場所の情報は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

(4) 条例第7条第3号アの適用について

第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当するためには、単なる抽象的な可能性だけでは足りず、法人等の権利利益が当該情報の開示により具体的に侵害されることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

本事業の実施に際し、法人等には、本件防犯カメラを設置したことにより、その設置場所の周辺に所定の標識を設置する義務があることに照らせば、標識の設置に併せて別途設置場所を開示することが、一概に、設置した法人等の権利利益を具体的に侵害したとして、法的保護に値する蓋然性があるものと認めることはできない。

したがって、本件文書中、法人等の設置した防犯カメラの設置場所の情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

(5) 条例第7条第3号イの適用について

第7条第3号イは「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とし、非開示とする要件を定めた。本号イによれば、その適用に際しては、非開示の条件に基づく情報提供及び当該条件が合理的であることが認められることの二つの要件を充足すれば、非開示情報に該当することとなる。

① 非公開の条件に基づく情報提供の有無について

市は本事業の実施に際し、本市ホームページに掲載することについて同意を得た法人等の会社名等は公にするが、それ以外の住所、名称、設置場

所等の情報をはじめ、同意を得ていない法人等は、公にしていない。他方、法人等も書面による同意のない限り、非公開とする市の取扱いを前提として、申込書に必要事項を記入し、市に提出し、本事業に参加している。

したがって、非公開の条件に基づく情報提供の要件に該当する。

② 当該情報の性質、当時の状況等に照らし、非公開の条件を付することの合理性の有無について

市は本事業の実施に際し、本事業への参加申込者の設置した防犯カメラを利用し、市のサーバーに映像を収集し、捜査等に必要な場合は提供しており、また、本事業の実施及び継続には、設置者の協力が必要となる。そのため、本事業への参加申込時に、参加申込者の防犯カメラの情報の取扱いについて、非開示の条件を付することとしているのであり、合理的なものであると認められる。

次に、法人等についても、設置場所の不特定第三者への開示は、防犯カメラの設置場所周辺に設置する標識による個別の周知とは異なり、公開の範囲及び対象者が広がることに加え、設置場所の開示に伴い、他の情報と照合することにより、標識による情報を超えた法人の住所、代表者氏名等の法人等情報も公になるおそれがある。

したがって、設置場所の情報を公にしないとの条件をあらかじめ付することは、当該情報の性質、本事業への参加申込み時の状況等に照らせば、合理的であるものと認められる。

以上により、本件文書中、法人等の設置した本件防犯カメラの設置場所の情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 本件文書に係る公共安全情報について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は

社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」を非開示情報とする。

「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、人の生命等を犯罪等に起因する危険から保護し、又は危険を防止することをいう。

「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、「犯罪の捜査」とは、捜査機関において犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために、犯人を発見し、証拠を収集し、保全する活動をいう。

本号に該当するためには、開示の結果、本市の公共の安全と秩序の維持に関わる行政活動が阻害され、又は効率的に行われなくなる等、個別かつ具体的な支障が生ずるおそれがあることが認められることが必要である。

本件防犯カメラの設置場所の情報について検討すると、本事業の実施に際し、設置場所の周辺に標識を設置すること、一部の法人等の名称は公表していること、また、本市の行政設置型の防犯カメラの設置場所は公表しており、他市でも同様であることからすると、本件防犯カメラの設置場所の開示により、本市の公共の安全と秩序の維持に関わる行政活動が阻害され、又は効率的に行われなくなる等につき、抽象的な可能性としては認められるものの、個別かつ具体的な支障が生ずるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、本件防犯カメラの設置場所の情報は、条例第7条第4号に該当しないものとする。

(7) 非開示情報の例外的な開示について

本件防犯カメラは、市民のプライバシーを侵害しており、その解決のため、設置場所は公にすべきであるという意見について検討する。

本事業への参加者は、自分の生活のほか、地域の安全安心を守るため、市の定めた手順に従い、防犯カメラの設置の際、近隣者の承諾を得るとともに、

標識を設置する等、近隣者及び通行人等のプライバシーについては、所定の配慮をしており、一概にはプライバシー侵害の事実は認められない。

もとより、公文書の開示は、公正で民主的な市政の推進に資することが目的であって、プライバシーの侵害による文書の開示を予定したものではなく、そのような規定もない。本件文書の開示及び非開示は、現行の条例の規定に基づいて判断することが必要であり、プライバシーの侵害等を根拠とする開示請求に対して、個人情報又は法人等情報を開示することは本条例の規定するものではなく認められない。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。ただし、一部開示決定理由は、条例第7条第2号及び第3号とする。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月 3日	諮問書の受理
平成27年12月21日	第1回審査会（審議）
平成28年 1月28日	第2回審査会（審議） 実施機関の理由説明書の受理及び説明
平成28年 2月22日	第3回審査会（審議） 異議申立人の意見書の受理及び意見陳述
平成28年 4月14日	第4回審査会（審議）
平成28年 5月19日	第5回審査会（審議）